

○広島市留学生会館条例

平成 12 年 9 月 28 日
条例第 63 号

（目的及び設置）

第 1 条 留学生の生活を支援するとともに、留学生相互の交流、留学生と市民との交流等多様な国際交流及び国際協力を推進するため、広島市留学生会館（以下「留学生会館」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 留学生会館は、広島市南区西荒神町 1 番に置く。

（事業）

第 3 条 留学生会館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 留学生の生活の支援
- (2) 留学生相互の交流、留学生と市民との交流等多様な国際交流及び国際協力の推進
- (3) その他市長が必要と認める事業

（施設）

第 4 条 留学生会館に、次の施設を置く。

- (1) 居住施設
- (2) 交流施設

（居住施設の使用者の範囲）

第 5 条 居住施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表に規定する留学の在留資格を有する者であつて、本市の区域内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学又は専修学校に通学するもの
- (2) 前号に掲げる者の配偶者又は子であつて、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 4 の表に規定する家族滞在の在留資格を有するもののうち、同号に掲げる者と共に居室を使用する者
- (3) その他市長が適当と認める者

（使用の許可）

第 6 条 施設及び附属設備（市長の定める施設及び附属設備に限る。）を使用しようとする者（市長の定める施設にあつては、専用して使用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、交流施設及びその附属設備を第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であつても、使用の用途が適当であると認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。

（使用の制限）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

2 次の各号に掲げる施設及び附属設備は、引き続き当該各号に掲げる期間を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 居住施設及びその附属設備 市長の定める期間
- (2) 交流施設及びその附属設備 3 日

3 居住施設は、居室について前条第 1 項の許可を受けた者以外の者は、使用することができない。

（入館の制限）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

（使用料）

第 9 条 施設及び附属設備を使用しようとする者（交流施設（駐車場を除く。）及びその附属設備にあっては、第 1 条の目的に使用しようとする者を除く。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の納付時期は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 居住施設の使用料 市長の定める日まで
- (2) 居住施設の附属設備の使用料 使用の際
- (3) 交流施設（駐車場を除く。）及びその附属設備の使用料 使用の許可の際
- (4) 駐車場の使用料 出場の際

（使用料の減免）

第 10 条 市長は、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不返還）

第 11 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（目的外使用等の禁止）

第 12 条 第 6 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設及び附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

（特別設備の設置の許可）

第 13 条 施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第 6 条第 2 項の規定を準用する。

（使用許可の取消し等）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項若しくは前条第 1 項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第 7 条第 1 項各号に規定する事態が発生したとき。

（原状回復義務）

第 15 条 使用者は、施設及び附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償義務）

第 16 条 施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（市の損害賠償責任）

第 17 条 本市は、第 14 条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第 18 条 留学生会館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により留学生会館の管理を指定管理者に行わせる場合における、交流施設の使用に係る第 6 条、第 7 条及び第 14 条の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「市長の許可」とあるのは「第 18 条第 1 項の指定管理者の許可」と、同条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 項各号列記以外の部分並びに第 14 条中「市長」とあるのは「第 18 条第 1 項の指定管理者」とする。

3 第 1 項の規定により留学生会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 13 条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「第 18 条第 1 項の指定管理者」とする。

(平 17 条例 100・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第 19 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

(1) 留学生及び市民の平等な留学生会館の使用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、留学生会館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

(3) 事業計画書に沿った留学生会館の管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平 17 条例 100・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 20 条 指定管理者は、留学生会館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(平 17 条例 100・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 21 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 留学生会館の事業の実施に関すること。

(2) 留学生会館の使用の許可（交流施設の使用に係るものに限る。）に関すること。

(3) 留学生会館への入館の制限に関すること。

(4) 留学生会館の特別設備の設置の許可に関すること。

(5) 留学生会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(6) その他市長が定める業務

(平 17 条例 100・追加)

(委任規定)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 100・旧第 19 条繰下)

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、市長は、第 6 条第 1 項の許可に係る必要な手続を行うことができる。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日条例第 17 号）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可のあった広島市留学生会館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 7 月 8 日条例第 100 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日条例第 1 号 抄）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1) 及び(2) 略
 - (3) 施行日前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市湯来農村環境改善センター、地域交流センター、公民館、広島市青少年センター、少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの使用に係る使用料

附 則（平成 31 年 3 月 15 日条例第 8 号 抄）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1) 及び(2) 略
 - (3) 施行日前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市湯来農村環境改善センター、地域交流センター、公民館、広島市青少年センター及び少年自然の家の使用に係る使用料

別表（第 9 条関係）

（平 17 条例 17・平 26 条例 1・平 31 条例 8・一部改正）

(1) 居住施設

ア 施設

区分	単位	使用料の額
単身者用居室	1 室 1 月につき	円 26,000
家族用居室	1 室 1 月につき	36,000

備考

- 1 電力、ガス、水道又は下水道を使用する場合は、市長の定める額を加算した額とする。
- 2 「1 月」とは、月の初日から末日までをいう。
- 3 月の初日以外の日から使用する場合又は月の末日以外の日まで使用する場合における当該月の使用料は、当該月の日数を基礎として日割により計算する。

イ 附属設備 市長の定める額

(2) 交流施設

ア 施設

(ア) ホール、研修室及び調理室

区分		使用料の額	
		3 時間まで	3 時間を超える 1 時間までごとに
ホール		円 10,940	円 3,640
研修室	1 室を使用する場合	1,400	460
	2 室を一室として使用する場合	2,800	920

	3 室を一室として使用する場合	4,200	1,380
調理室		1,400	460

(イ) 駐車場（身体障害者用駐車場を除く。） 1 台につき 30 分までごとに 150 円
イ 附属設備 市長の定める額

○広島市留学生会館条例施行規則

平成 12 年 9 月 28 日
規則第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市留学生会館条例（平成 12 年広島市条例第 63 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島市留学生会館（以下「留学生会館」という。）（居住施設を除く。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日

ウ 8 月 6 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

ア 日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 火曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

2 条例第 18 条第 1 項の規定により留学生会館の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(平 17 規則 179・一部改正)

(使用許可の手続)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により使用許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 居住施設に係る使用許可の申請は、居住施設を使用する者の募集があった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間にしなければならない。

(1) 定期募集（4 月 1 日からの使用に係る募集で市長の定める期間に行うものをいう。）に応じ申請する場合 市長の定める期間

(2) 随時募集（定期募集以外の募集をいう。）に応じ申請する場合 募集を開始した日から申請に係る使用を開始する日の 10 日前まで

3 居住施設に係る条例第 6 条第 1 項の規定による変更の許可の申請は、変更に係る日の 10 日前までにしなければならない。

4 交流施設に係る使用許可の申請は、申請に係る使用日の 3 か月前（条例第 1 条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、1 か月前）から使用を開始する時までになければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 居住施設に係る使用許可の申請に当たっては、市長に対し、申請に係る使用を開始する日の前日までに第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を提示し、並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 在留カード、後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券又は住民票の写し

(2) 申請に係る使用を開始する日において申請者が通学する予定の条例第 5 条第 1 号の大学又は専修学校（以下「大学等」という。）の学生証、入学試験合格通知書又は入学許可書

(3) 所定の推薦書又は所定の申出書

(4) 所定の誓約書

(5) 家族用居室の使用に係る申請者にあっては、住民票の写し（世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限る。）

6 前項の規定により入学試験合格通知書又は入学許可書を提示した者にあっては申請に

係る使用を開始する日から 15 日以内に申請者が通学する大学等の学生証又は在学証明書
を提示し、所定の申出書を提出した者にあつては申請に係る使用を開始する日から 15
日以内に所定の推薦書を提出しなければならない。

7 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交
付する。

8 条例第 18 条第 1 項の規定により留学生会館の管理を指定管理者に行わせる場合におけ
る、交流施設の使用に係る第 1 項、第 4 項及び前項の規定の適用については、これらの
規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 13 規則 49・平 17 規則 179・平 24 規則 4・一部改正)

(使用許可を要する施設等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の使用について許可を要する施設及び附属設備は、施設にあつ
ては居室、ホール、研修室及び調理室とし、附属設備にあつては別表に掲げる附属設備
とする。

2 条例第 6 条第 1 項の専用して使用する者に限り許可を要する施設は、交流ラウンジとす
る。

(平 17 規則 179・一部改正)

(使用期間)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項第 1 号の市長の定める期間は、2 年とする。

(使用料の返還理由及び返還額)

第 6 条 交流施設の使用料について条例第 11 条ただし書に規定する市長において特別の理
由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、この場合にお
いては、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

(1) 条例第 6 条第 1 項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により使用
することができない場合 全額

(2) 使用日の 1 週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第 7 条 条例第 19 条第 1 項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書により
しなければならない。

2 条例第 19 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 179・追加、平 20 規則 104・平 25 規則 84・一部改正)

(附属設備の使用料の額)

第 8 条 条例別表の(2)のイの市長の定める額は、別表のとおりとする。

(平 17 規則 179・旧第 7 条繰下・一部改正)

附 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から
施行する。

2 条例附則第 2 項の規定により条例の施行の日前に行う条例第 6 条第 1 項の許可に係る手
続は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により行うものとする。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日規則第 49 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 29 日規則第 179 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 27 日規則第 104 号 抄)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に規定する外国人登録証明書の所持人の在留期間が満了する日（この規則の施行の日に 16 歳に満たない者にあつては、在留期間が満了する日又は 16 歳の誕生日のいずれか早い日）までの間は、当該外国人登録証明書は、改正後の第 3 条第 5 項第 1 号の規定の適用については、同号に掲げる在留カードとみなす。

附 則（平成 25 年 7 月 25 日規則第 84 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日規則第 2 号 抄）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市と畜場、保健センター及び広島市青少年センターの使用に係る使用料

附 則（平成 31 年 3 月 15 日規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に許可のあった広島市留学生会館及び広島平和記念資料館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 4 条、第 8 条関係）

（平 17 規則 179・平 26 規則 2・平 31 規則 8・一部改正）

(1) 居住施設

品名	単位	使用料の額
ガス調理器	ガス消費量 40 リットルまでごとに	7 円

(2) 交流施設

品名	単位	使用料の額		摘要
		3 時間まで	3 時間を超える 1 時間までごとに	
ビデオレコーダー	1 式につき	円 640	円 210	
カセットデッキ	1 式につき	300	100	
プレーヤー	1 式につき	300	100	
電源装置	1 キロワット までごとに	250	90	持込電気器具の 定格消費電力に つき算定する。

広島市情報セキュリティポリシーの要点

1 情報資産セキュリティ

(1) 本市の情報資産は、重要性により、次のとおり分類する。(P10-1)

ア 重要性分類Ⅰ

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報資産

イ 重要性分類Ⅱ

広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報資産に該当しないもの（重要性分類Ⅲに該当するものを除く。）

ウ 重要性分類Ⅲ

ホームページ、出版物等に掲載している情報資産

(2) 管理責任者は、職員が情報資産を作成又は入手した場合は、上記分類により情報資産を分類し、次の区分に従い、それぞれに定める事項を記載した管理台帳を作成すること。重要性分類を変更した場合、変更後の重要性分類に従った管理台帳を作成すること。(P11-2-(1)-イ)

ア 重要性分類Ⅰ

(ア) 管理責任者

(イ) 保管場所

(ウ) 電磁的記録媒体

(エ) 利用範囲

(オ) 庁外への送付、持出及び貸与の記録

イ 重要性分類Ⅱ

(ア) 管理責任者

(イ) 保管場所

(ウ) 電磁的記録媒体

(エ) 利用範囲

(3) 情報資産を保管する者は、情報資産の分類に応じ、次のとおり取り扱うこと。(P12-ウ-(ウ))

ア 重要性分類Ⅰ

(ア) 電磁的記録媒体に情報資産を格納する際は、暗号化又は利用者の権限に応じたアクセス制御を行うこと。

(イ) 可搬記録媒体は、鍵の掛かる保管庫等に保管し、その利用を管理すること。

(ウ) 情報資産が印刷された文書は、鍵の掛かる保管庫等に保管し、その利用を管理すること。

イ 重要性分類Ⅱ

(ア) 可搬記録媒体は、鍵の掛かる保管庫等に保管すること。

ウ 重要性分類Ⅲ

(ア) 原本が格納された可搬記録媒体は、鍵の掛かる保管庫等に保管すること。

(4) 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、次のとおり取り扱うこと。(P12-オ-(イ)-a)

ア 重要性分類Ⅰ

(ア) 庁内に情報資産を送付し、持出し、貸与、又は提供する際は、情報資産の管理責任者の許可を得ること。

- (イ) 庁外に情報資産を送付し、持出し、貸与、又は提供しないこと。ただし、職務上必要がある場合において、情報資産の管理責任者の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 情報資産の廃棄やリース返却等を行う者は、情報資産の管理責任者の許可を得ること。
(P13-カ-(ウ))
- (6) 情報資産の管理責任者は、情報が印刷された文書を廃棄する場合、廃棄するまでの間、第三者に閲覧されることのない場所に保管するとともに、廃棄に際しては適切な方法を講ずること。
(P13-カ-(エ))

2 物理的セキュリティ

- (1) 管理責任者は、職員及び外部要員（委託事業者の従業員であって、契約に基づいて本市の施設で業務に従事する者をいう。以下同じ。）に対し名前札を着用させる等、施設内にいる職員、外部要員及び訪問者を容易に区別できるようにすること。（P16-1-(1)-ウ）
- (2) 管理責任者は、複写機、ファクシミリ及びプリンタを、情報漏えいの危険性を考慮して職員の目の届く場所に設置すること。（P16-1-(2)-エ）
- (3) 管理責任者は、パソコン等の端末や電磁的記録媒体、情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は情報システム利用管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、適切な措置を講じること。（P16-1-(2)-カ）
- (4) 管理責任者は、パソコン、モバイル端末等の情報システム機器について、盗難防止のため、次のいずれかの対策を実施すること。（P19-3-(2)-ア）
- ア 鍵の掛かる保管庫等への保管
 - イ 机上への固定
 - ウ 情報システム機器を設置している執務室の施錠管理
- (5) 管理責任者は、サーバ、ルータ、ファイアウォール等の重要な情報システム機器については、広島市情報システムの導入等に関するガイドラインに定める基準を満たした外部のデータセンターに設置する、又はクラウドサービスを利用すること。やむを得ず庁内にこれらを設置する場合は、管理区域等の入室が制限された場所に設置し、又は施錠できるラック内に設置すること。
(P19-3-(2)-イ)
- (6) 管理責任者は、庁外で使用するパソコン等の情報システム機器のうち、重要性分類Ⅰの情報資産を取り扱うものについては、次のいずれかの対策を実施すること。（P19-3-(2)-エ）
- ア BIOSパスワード等による起動の制限
 - イ 情報資産の暗号化
- (7) 管理責任者は、廃棄予定の情報システム機器を一時的に保管する場合も、施錠管理された場所で保管すること。（P20-ク）
- (8) 情報システム業務管理者は、外部要員が庁内に持ち込む情報システム機器について、不正プログラム対策等の必要な情報セキュリティ対策の実施の有無について確認すること。（P20-(3)-ア）
- (9) 情報システム業務管理者は、許可を与えた場合を除き、外部要員の情報システム機器を庁内のネットワークに接続させないこと。（P20-(3)-イ）

3 人的セキュリティ

- (1) 職員は、個人所有の情報システム機器を原則職務で使用しないこと。また、可搬記録媒体は、公用の物を用い、個人所有の物を一切使用しないこと。(P21-1-(1)-イ-(エ))
- (2) 職員は、情報システム業務管理者の許可なく、情報システム機器をネットワークに接続しないこと。(P21-1-(1)-イ-(カ))
- (3) 職員は、情報システムの利用中に離席する際は、次のいずれかの対策を実施すること。
(P21-1-(1)-イ-(キ))
 - ア 情報システムのログオフ
 - イ パスワード付きのスクリーンセーバーの利用による画面の非表示
- (4) 職員は、インターネットの利用に当たり、次の行為をしないこと。(P22-ウ-(ア))
 - ア 職務に関係のないホームページの閲覧
 - イ 職務に関係のないメールマガジンの購読
 - ウ 外部機関の情報システムへの不正アクセス
 - エ ソフトウェア等のダウンロードによる著作権侵害
- (5) 職員は、不正プログラム感染防止のため、不審なメールは開かず情報システム業務管理者に報告し、その指示に従うこと。(P22-ウ-(エ))
- (6) 職員は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスがわからないようにすること。(P22-ウ-(カ))
- (7) 職員は、個人のユーザIDを他人に利用させないこと。(P22-エ-(ア))
- (8) 職員は、パスワードを紙等に記載しないこと。(P23-(ウ))
- (9) 職員は、パスワードを他人に漏らさないこと。(P23-(エ))
- (10) 職員は、パスワードが漏えいした場合又は漏えいした可能性がある場合、直ちにパスワードを変更し、情報システム業務管理者に報告すること。(P23-(オ))
- (11) 職員は、パスワードの自動保存機能の使用及び情報システム機器のファンクションキーへの割り当てをしないこと。(P23-(カ))
- (12) 情報システム利用管理者は、非常勤職員及び臨時職員等を雇用する際に、情報セキュリティポリシーのうち、遵守すべき内容を理解させなければならない。(P23-(2)-イ)
- (13) 情報システム業務管理者は、情報システムの利用者に対し、定期的に又は情報システムの変更時等に、情報システムに関する情報セキュリティ研修を実施すること。(P24-ケ)

4 技術的セキュリティ

- (1) 管理責任者は、インターネット又は外部ネットワーク（本市以外の組織等（委託事業者を含む。）が管理するインターネット以外のネットワークのことをいう。以下同じ。）と接続するサーバについて、次の対策を実施すること。(P25-1-(6))
 - ア 構築時における脆弱性を確認するセキュリティ診断
 - イ リアルタイムの不正アクセス監視
 - ウ 不正プログラム侵入監視
 - エ 情報システムの可用性条件に応じたサーバの冗長化
 - オ 脆弱性を確認する定期的なセキュリティ診断

カ 不正アクセスを検知した際に、サーバ内のファイルが改ざんされていないことの確認

- (2) 情報システム業務管理者は、個人情報等を取り扱う機密性の高い情報システムについて、他のネットワークと完全に切り離れた独立ネットワーク又はそれに近い構成にすること。他のネットワークと接続する場合、ファイアウォール等によるアクセス制御を行うこと。(P26-2-(1)-ク)
- (3) 情報システム業務管理者は、外部ネットワークと接続する場合、その正当性、接続方法及び情報セキュリティ対策が適当であることを確認すること。また、必要に応じて利用者認証機能の強化等の対策を実施すること。(P27-イ)
- (4) 情報システム業務管理者は、外部ネットワークとの接続口にファイアウォール等を設置し、庁内ネットワークを保護すること。(P27-キ)
- (5) 情報システム業務管理者又は情報システム機器の管理責任者は、不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを最新の状態に保つこと。(P32-5-(1)-エ)
- (6) 情報システム業務管理者又は情報システム機器の管理責任者は、情報システム機器の電磁的記録媒体全体の不正プログラムの検査を定期的実施すること。(P32-5-(1)-オ)
- (7) 管理責任者は、ソフトウェアの管理台帳を作成し、定期的にその内容を確認すること。管理台帳には、ソフトウェアのバージョンも記載し、内容に変更があった場合、随時台帳を更新すること。(P34-6-(1)-イ)
- (8) 管理責任者は、利用者に対して、情報システム機器に無許可でソフトウェアをインストールさせないこと。(P34-6-(1)-ウ)

5 調達・運用におけるセキュリティ

- (1) 情報システム業務管理者又は情報システム利用管理者は、情報システムの開発、導入、改修、保守、運用、機器及びソフトウェアの調達に係る検査・検収に当たっては、複数の者により確実に行わせること。(P36-1-(2)-ア)
- (2) 情報システム業務管理者は、不正アクセスの兆候を発見するため、各種ログ（アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログなど）及び障害対応記録を取得し、1年以上保存すること。(P37-2-(4)-ア)
- (3) 情報システム業務管理者は、管理対象物（プログラムソース、設計書、障害報告書等）を明確にすること。(P39-3-(5)-ア)
- (4) 情報システム業務管理者は、管理対象物に関わる文書又は電磁的記録媒体を庁外に送付し、又は貸与する場合、送付又は貸与先が受領したことを確認できる対策を実施すること。(P39-3-(5)-ウ)
- (5) 情報システム業務管理者は、情報システムの機能及び運用手順を記載した運用マニュアルを作成すること。(P40-(8)-ア)
- (6) 情報システム業務管理者は、情報システムの概要、操作手順及び利用規約を記載した利用マニュアルを作成すること。(P40-(8)-イ)
- (7) 情報システム業務管理者は、サーバの冗長化対策に関わらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施すること。(P41-4-(3)-ウ)
- (8) 情報システム業務管理者又は情報システム機器の管理責任者は、定期的に保守を実施すること。(P41-4-(4)-ア)
- (9) 情報システム業務管理者は、管理権限を有する者及びその権限内容について、1年ごとに妥当性を

見直すこと。(P42-(5)-キ)

- (10) 情報システム利用管理者は、情報システムの利用者情報の登録、変更及び削除について、情報システム業務管理者に申請すること。(P44-5-(1)-イ)
- (11) 情報システム業務管理者は、委託等により情報システムを職員以外の者に利用させる場合、利用範囲を明確にし、情報システムの利用権限を設定すること。また、委託事業者から情報資産の取扱い等についての覚書、誓約書等を提出させること。(P44-5-(1)-ウ)
- (12) 情報システム業務管理者は、利用者の登録状況を定期的に確認し、人事異動や退職によって不要になったユーザIDを速やかに削除すること。(P44-5-(1)-ケ)
- (13) 情報システム業務管理者は、パスワードについて、ユーザIDと同一文字列にすること及び同一文字の繰返しを禁止し、文字の種類、最低文字数等の制限を満たしたものとすること。また、利用者に定期的に変更させること。(P44-5-(2)-オ)
- (14) 情報システム業務管理者は、所管する情報システムについて、情報セキュリティ事故、システム上の欠陥及び誤作動を想定した対応手順を明確にすること。対応手順には次の事項を含めること。
(P46-6-(1)-ア)

ア 庁内外の関連する機関への連絡

イ 届出機関への報告

ウ ログ、証拠物件の収集及び保管

エ 発生原因の調査

オ 対策手段の検討

6 業務委託と外部サービスの利用

- (1) 業務委託主管課長は、委託事業者及び委託事業者の従業員に対して、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に定めている事項を遵守させること。また、委託事業者の再委託を認める場合、再委託先に対しても、同等の情報セキュリティ対策を実施させること。(P49-1-(1)-イ)

7 留意点

以上の内容は、情報セキュリティについて、指定管理者が広島市と同様の安全管理措置を講じるに当たり、広島市情報セキュリティポリシーから代表的な注意点を抜粋したものです。その他、講ずべき措置の詳細については、広島市情報セキュリティポリシーを参照してください。

なお、広島市情報セキュリティポリシーにおける管理体制に係る記載は、本市組織体制を前提としたものになっていますので、指定管理者において、広島市情報セキュリティポリシーに準じた取扱いを行うに当たっては、指定管理者の組織体制に合わせて適宜読み替えてください。

また、広島市情報セキュリティポリシーは、情報システムで個人情報を取り扱う前提で記載していますが、指定管理者によっては、例えば、1台のパソコンでエクセルファイルにより個人情報を管理している場合等があると考えられます。こうした場合は、当該パソコンやエクセルファイル等を情報システムに読み替える等、指定管理者における個人情報の取扱い状況に応じて適宜読み替えてください。

広島市留学生会館の設備内容

設備機器分類	機 器 名		備 考	設置場所
電気設備				
受変電設備	高圧ガス開閉器	1台	7. 2KV 300A	3階外庭
	断路器	1台	7. 2KV 200A	3階外庭
	真空遮断機	1台	7. 2KV 200A 12. 5KA	3階外庭
	変圧器	3台	単相 150KVA 6. 6KV／210V－10	3階外庭
	変圧器	2台	三相 150KVA 6. 6KV／210V	3階外庭
	高圧負荷開閉器	7台	7. 2KV 200A 電力ヒューズ×3	3階外庭
	進相コンデンサー	2台	6. 6KV 53. 2Kvar	3階外庭
	受配電盤	8面		3階外庭
	電灯、動力設備	分電盤 7面	動力系統	館内全体
		分電盤 15面	電灯系統	館内全体
電話交換機設備	電子交換機	1台	蓄積プログラム制御方式(局線20回線)	1階管理人室
	電話機	100台	アナログ電話機	館内全体
		18台	デジタル電話機	館内全体
避雷設備		1式		屋上棟上
制御設備				
中央監視設備	三菱B/NET		管理点数500点	
	集中自動検針システム	1台	照明制御含む	1階管理人室
防災設備				
屋内消火栓設備	屋内消火栓ポンプ	1台	300ℓ／min 85maq	1階機械室
	スプリンクラーポンプ	1台	1, 080ℓ／min 96maq	1階機械室
	消火水槽	1台	24. 4m³(有効)	地下式(1階機械室)
	消火用充水槽	1台	100ℓ(有効)	P1階EPS, PS
自動火災報知設備	GR型複合受信機	1台		1階管理人室
非常放送設備				
誘導灯	避難口誘導灯	3台	誘導音 点滅形	1、2階
	避難口誘導灯	39台	電子式	館内全体
機械設備				
空調関連	空冷ヒートポンプエアコン	13台		交流施設区域
	全熱交換器	23台		交流施設区域
	スポットクーラー	6台		厨房、調理室
	ルームエアコン	100台		居住施設
	排気ファン	4台		交流施設
	給気ファン	1台		厨房
	換気ファン	13台		交流施設
	換気ファン	109台		居住施設

設備機器分類	機 器 名		備 考	設置場所
給排水衛生関連	受水槽	1台	15m³(有効)	3階屋外
	高置水槽	1台	4m³(有効)	屋上
	揚水ポンプ	2台	多段渦巻 200／min	3階屋外
	電器温水器	2台	貯湯型 20ℓ	1、2階給湯室
	電器温水器	1台	15Kw	1階仮眠室
	ガス湯沸器	1台	96, 000Kcal/h 屋外設置	3階屋外
	給湯熱源機	1台	親機 79, 000Kcal/h × 2台 子機 79, 000Kcal/h × 5台	屋上
	加圧シスタンク	1台	100ℓ 2ℓ／min	3階機械室
	給湯循環ポンプ	1台	90ℓ × 3／min	屋上
昇降設備	エレベーター	1基	13人乗 日立製作所	
音響・映像設備	音響卓	1台	VOSS 12chミキサー Victor ダブルカセットデッキ Victor CDプレーヤー Victor ワイヤレスチューナー VOSS デジタルリバーブ	ホール
	音響卓	1台	VOSS 12chミキサー Victor ダブルカセットデッキ Victor CDプレーヤー Victor ワイヤレスチューナー VOSS 2chパワーアンプ VOSS モノラルパワーアンプ	研修室
	映像卓	1台	マルチシグナルスイッチャー Victor ビデオカセットレコーダー エルモ スライドTVコンバーター	ホール
	アンプ架	1台	VOSS 2chパワーアンプ VOSS モノラルパワーアンプ VOSS グラフィックイコライザー	ホール倉庫
	スピーカー(壁掛)	2台	98dB／W	ホール
	スピーカー(移動型)	2台	98dB／W	ホール倉庫
	スピーカー(天井吊)	2台	98dB／W	研修室
	スピーカー(天井埋込)	5台	フルレンジ 91dB／W	ホール
	スピーカー(天井埋込)	3台	フルレンジ 91dB／W	研修室
	プロジェクター	1台	エプソン EB－1720	事務室保管
	プロジェクター	1台	エプソン EB－2042	事務室保管
	デジタルビューア	1台	130万画素	ホール音響倉庫
	スクリーン	1面	常設	ホール
	スクリーン	1面	常設	研修室
	マイクロフォン	3本	ワイヤレス ハンド型	事務室保管
		2本	ワイヤレス ピン型	事務室保管
		5本	ダイナミック型	事務室保管
	システムアンプリファイア	2台	ビクター	研修室
	ビデオカセットレコーダー	1台	aiwa MX-100	ホール倉庫
	テレビ	1台	Panasonic TH-32D10	研修室
	ビデオ、ミニDVプレーヤー	1台	Victor HR－DVS2	研修室
	ビデオ、DVDプレーヤー	1台	DXアンテナ DXR150W	研修室
照明設備	スポットライト	8灯	ハロゲン300W	ホール

設備機器分類	名 称	備 考	数 量
樹木等			
高木	ドイツトウヒ	公園樹 幹周30cm～60cm	1本
	ケヤキ	公園樹 幹周30cm～60cm	9本
	イロハモミジ	公園樹 幹周30cm未満	4本
中木	サザンカ	円筒 H=100cm～200cm	9本
	ヒイラギモクセイ	円筒 H=100cm～200cm	2本
	キンモクセイ	円筒 H=100cm～200cm	1本
	ハナミズキ	円筒 H=100cm～200cm	2本
	ニシキギ	円筒 H=100cm～200cm	2本
低木	ヒイラギナンテン	公園樹 低木寄植	25.0㎡
	ヒペリカム・カリシナム	公園樹 低木寄植	13.4㎡
	フィリフィラオーレア	公園樹 低木寄植	2.0㎡
	ハイバクシン	公園樹 低木寄植	10.6㎡
低木寄植	フィリヤブラン	公園樹 低木寄植	39.3㎡
	ヘデラヘリックス(A)	公園樹 低木寄植	24.0㎡